

## 仕 様 書

- 1 業務名 愛媛県農林水産研究所本所情報処理室及びコンピュータ室空調設備修繕業務
- 2 業務目的  
愛媛県農林水産研究所本所情報処理室及びコンピュータ室各室に設置している空調機器は、設置後 30 年以上を経過し、経年劣化により機能が低下しているため取替修繕し、執務環境の整備を行う。
- 3 履行期限 令和 7 年 11 月 7 日（金）
- 4 履行場所  
愛媛県松山市上難波 311 番地  
愛媛県農林水産研究所本館 2 階情報処理室及びコンピュータ室
- 5 業務内容
  - (1) 機器搬入据付、既存機器搬出  
情報処理室及びコンピュータ室 2 室に設置されている空調機器を更新修繕する。
  - (2) 廃棄物処理  
本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。  
フロンの回収等を行った場合は、フロン排出抑制法に基づく書面等を提出すること。
- 6 安全管理  
業務に当たっては、農林水産研究所の運営に支障のないよう、また、農林水産研究所の利用者等に危害を与えることのないよう、安全に留意して事故防止に努めるとともに、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守し、安全管理の徹底を図ること。
- 7 技術担当者 業務に当たり必要な技術と経験を有すること。
- 8 その他  
履行場所や修繕場所に関し疑義がある場合は、施設担当者と日程調整のうえ現地確認等を行うことし、業務日程については、発注者と事前打ち合わせを行うこと。  
業務に当たって、建造物・機器等を損傷しないように十分注意し、万一、破損・汚れ等を付けた場合は、速やかに報告のうえ、受注者の責任において修復すること。  
業務の状況について、施工前、施工中、施工後の写真を撮影し履行完了報告書とともに提出すること。  
設置機器は、設計書に記載した参考機種又は同等品以上のもので、故障時

の部品交換等に速やかに対応できるものであること。

(詳細は、「設計書」を参照のこと。)

業務が終了したときは、完了検査を受けること。

その他、疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議のうえ決定する。